

福岡県公報

平成22年3月24日

第3089号

目次

告示(第532号-第553号)

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	8
道路の区域の変更	(道路維持課)	11
道路の供用の開始	(道路維持課)	13
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	13
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	13
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	13
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	14
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	14
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	16
貸金業者の所在の不確知	(中小企業経営金融課)	16
道路の区域の変更	(道路維持課)	16

道路の供用の開始	(道路維持課)	16
公 告			
平成21年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(保健衛生課)	17
福岡県青少年科学館の利用料金の承認	(教育庁社会教育課)	17
教育委員会			
福岡県指定有形文化財の指定	(教育庁文化財保護課)	18
福岡県指定有形民俗文化財の指定	(教育庁文化財保護課)	18
福岡県指定史跡の指定	(教育庁文化財保護課)	19
福岡県指定有形文化財の名称並びに構造及び形式の変更	(教育庁文化財保護課)	19
選挙管理委員会			
政治団体の平成20年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	19
公安委員会			
交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	20
情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示	(警察本部警務課)	27
正 誤			
目次(平成22年3月12日福岡県公報第3085号)中正誤		30

告 示

福岡県告示第532号

次の加入区において平成18年3月福岡県告示第565号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成22年3月22日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 大里加入区

福岡県告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年4月福岡県告示第680号3・4・18号合川町津福本町線及び3・4・22号東町太郎原町線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成15年4月2日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年4月福岡県告示第680号の事業地のうち、合川町字十三部を削り、野中町字オノ原並びに合川町字西上ノ原、字葉山及び字沼尻地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成15年4月福岡県告示第680号の事業地に同じ

福岡県告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年4月福岡県告示第680号3・4・18号合川町津福本町線及び3・4・22号東町太郎原町線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成15年4月2日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年4月福岡県告示第680号の事業地のうち、東合川町字前田並びに合川町字西牟田、字北、字東、字脇田、字阿弥陀、字三反野及び字風祭を削り、野中町字オノ原並びに合川町字西上ノ原、字葉山及び字沼尻地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成15年4月福岡県告示第680号の事業地のうち、東合川町字前田並びに合川町字西牟田、字脇田、字三反野及び字風祭を削る。

福岡県告示第535号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字新代字六反田1567番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代1590番地

榊 正光

福岡県告示第536号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

四ツ柄川	太宰府市水城5丁目、水城2丁目、水城3丁目及び水城6丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
水城谷	太宰府市大字水城及び水城5丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
国分谷	太宰府市国分5丁目、国分2丁目及び大字国分（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
国分谷2	太宰府市国分5丁目、国分2丁目及び大字国分（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
山ノ内谷	太宰府市国分5丁目、国分4丁目及び大字国分（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
陣ノ星谷	太宰府市大字国分、国分5丁目及び国分4丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
杉本谷	太宰府市大字国分、国分5丁目、国分3丁目及び国分4丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
川添谷	太宰府市大字国分、国分5丁目、国分4丁目及び国分3丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
掘田谷	太宰府市大字国分、国分5丁目、国分4丁目及び国分3丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
掘田谷2	太宰府市大字国分及び国分5丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
大谷川	太宰府市国分4丁目及び坂本3丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
大佐野谷1	太宰府市大字大佐野、大佐野5丁目及び大佐野6丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
大佐野谷2	太宰府市大字大佐野及び大佐野5丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流

東谷口谷	太宰府市大字坂本、坂本3丁目及び大字観世音寺（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
松ヶ浦谷	太宰府市大字観世音寺及び観世音寺4丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
金光寺	太宰府市大字観世音寺、観世音寺6丁目、観世音寺4丁目及び観世音寺5丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
住ノ元谷	太宰府市大字観世音寺、観世音寺6丁目、白川及び観世音寺5丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
朝日谷	太宰府市大字観世音寺、観世音寺6丁目、観世音寺5丁目及び観世音寺4丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
連歌谷(1)	太宰府市連歌屋1丁目、大字太宰府及び白川（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
連歌谷(2)	太宰府市白川、連歌屋1丁目及び大字太宰府（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
連歌屋谷	太宰府市大字太宰府、連歌屋3丁目、連歌屋2丁目及び連歌屋1丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
水瓶川	太宰府市連歌屋3丁目、大字太宰府、連歌屋2丁目及び連歌屋1丁目（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
岩屋谷	太宰府市連歌屋3丁目、連歌屋2丁目、連歌屋1丁目及び大字太宰府（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
太宰府原川	太宰府市連歌屋2丁目、三条1丁目、連歌屋1丁目、連歌屋3丁目及び大字太宰府（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
岩湊谷	太宰府市大字太宰府、三条2丁目及び三条1丁目（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流

岩淵谷(2)	太宰府市三条2丁目、三条1丁目及び大字太宰府（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
久保谷	太宰府市三条2丁目、御笠1丁目及び三条3丁目（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
原谷(1)	太宰府市三条2丁目、大字太宰府及び三条1丁目（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
原谷(2)	太宰府市三条2丁目、三条3丁目、大字太宰府及び御笠1丁目（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
普現谷(1)	太宰府市御笠2丁目、三条3丁目、御笠1丁目及び三条2丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
普現谷(2)	太宰府市三条2丁目、三条1丁目、三条3丁目及び御笠1丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
大原谷(1)	太宰府市大字太宰府、御笠2丁目、御笠1丁目及び御笠5丁目（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
大原谷(2)	太宰府市御笠1丁目、御笠2丁目及び御笠5丁目（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
大原谷(3)	太宰府市大字太宰府、御笠2丁目、御笠1丁目及び三条3丁目（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
大原沢(1)	太宰府市大字太宰府、御笠2丁目、御笠3丁目、御笠5丁目及び御笠1丁目（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
大原沢(2)	太宰府市御笠2丁目、御笠3丁目、御笠5丁目及び御笠1丁目（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流

大原沢(3)	太宰府市大字太宰府、御笠2丁目、御笠3丁目、御笠5丁目及び御笠1丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
松川川	太宰府市御笠3丁目、御笠4丁目及び大字太宰府（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
秋葉谷	太宰府市御笠3丁目及び御笠4丁目（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
御笠沢	太宰府市御笠5丁目（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
御笠川(1)	太宰府市大字北谷、御笠4丁目及び御笠5丁目（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
只越谷1	太宰府市大字北谷（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
只越谷2	太宰府市大字北谷（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
山浦川	太宰府市大字北谷（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
山浦川2	太宰府市大字北谷（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
長浦川	太宰府市大字北谷（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
長浦谷	太宰府市大字北谷（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
熊崎谷	太宰府市大字北谷（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流
谷上	太宰府市大字内山（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流
本谷	太宰府市大字内山（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流
野々山谷	太宰府市大字内山（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流

内山谷	太宰府市大字内山（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流
内山沢	太宰府市大字内山（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流
水城ヶ丘	太宰府市水城5丁目（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城ヶ丘・水城台	太宰府市水城5丁目、水城4丁目及び水城3丁目（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城台(1)	太宰府市水城4丁目及び国分2丁目（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城台(2)	太宰府市水城4丁目及び国分2丁目（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城台(2)・水城	太宰府市水城4丁目、大字水城及び大字国分（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城(a)	太宰府市水城6丁目及び水城5丁目（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城(b)	太宰府市水城3丁目（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分台(a)	太宰府市国分5丁目及び大字国分（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分台(b)	太宰府市国分5丁目及び大字国分（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分台(c)	太宰府市国分5丁目及び大字国分（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分台(d)	太宰府市国分5丁目及び大字国分（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分台(e)	太宰府市国分5丁目及び大字国分（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分2丁目(a)	太宰府市国分2丁目（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分2丁目(b)	太宰府市国分2丁目（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

国分(a)	太宰府市国分2丁目、水城3丁目及び水城4丁目（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分(b)	太宰府市大字国分及び国分5丁目（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分(c)	太宰府市国分2丁目（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分(d)	太宰府市国分5丁目及び大字国分（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分(2)	太宰府市国分4丁目及び大字国分（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂本	太宰府市坂本3丁目（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂本(a)	太宰府市坂本3丁目（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂本(b)	太宰府市坂本3丁目（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉松	太宰府市吉松3丁目（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大佐野	太宰府市大佐野6丁目及び大佐野5丁目（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大佐野(a)	太宰府市大字大佐野（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大佐野(b)	太宰府市大佐野6丁目、大佐野5丁目及び大字大佐野（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大佐野(c)	太宰府市大字大佐野（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大佐野台	太宰府市大字大佐野及び大佐野5丁目（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朱雀	太宰府市朱雀2丁目（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

観世音寺(a)	太宰府市観世音寺4丁目(別紙図面83に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世音寺(b)	太宰府市観世音寺4丁目(別紙図面84に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世音寺(d)	太宰府市観世音寺5丁目(別紙図面85に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世音寺(e)	太宰府市観世音寺4丁目(別紙図面86に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世音寺(1)	太宰府市観世音寺5丁目及び白川(別紙図面87に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世音寺(2)	太宰府市観世音寺5丁目(別紙図面88に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世音寺(3)	太宰府市観世音寺3丁目(別紙図面89に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世音寺(4)	太宰府市観世音寺4丁目(別紙図面90に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世音寺4丁目	太宰府市観世音寺4丁目(別紙図面91に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世団地(1)	太宰府市観世音寺6丁目、大字太宰府及び大字観世音寺(別紙図面92に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世団地(2)	太宰府市観世音寺5丁目及び観世音寺6丁目(別紙図面93に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
観世団地(3)	太宰府市観世音寺6丁目及び観世音寺4丁目(別紙図面94に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
東観世(1)	太宰府市観世音寺6丁目及び大字観世音寺(別紙図面95に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
白川	太宰府市白川(別紙図面96に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(a)	太宰府市連歌屋1丁目(別紙図面97に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(b)	太宰府市連歌屋1丁目(別紙図面98に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

連歌屋(c)	太宰府市連歌屋1丁目(別紙図面99に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(d)	太宰府市連歌屋1丁目及び白川(別紙図面100に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(e)	太宰府市大字太宰府及び連歌屋1丁目(別紙図面101に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(f)	太宰府市連歌屋1丁目(別紙図面102に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(g)	太宰府市連歌屋1丁目(別紙図面103に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(h)・連歌屋(i)	太宰府市白川及び連歌屋1丁目(別紙図面104に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(j)	太宰府市連歌屋1丁目及び連歌屋3丁目(別紙図面105に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
連歌屋(k)	太宰府市連歌屋1丁目、連歌屋2丁目及び連歌屋3丁目(別紙図面106に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩淵	太宰府市連歌屋2丁目(別紙図面107に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩淵(a)	太宰府市連歌屋2丁目(別紙図面108に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩淵(b)	太宰府市連歌屋2丁目(別紙図面109に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
太宰府(a)	太宰府市大字太宰府及び連歌屋3丁目(別紙図面110に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
五条	太宰府市五条5丁目及び五条4丁目(別紙図面111に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅香苑4丁目	太宰府市梅香苑4丁目及び高雄1丁目(別紙図面112に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
高雄(a)	太宰府市高雄3丁目(別紙図面113に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
高雄(b)	太宰府市高雄6丁目及び高雄3丁目(別紙図面114に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

高雄(c)	太宰府市高雄5丁目及び梅ヶ丘1丁目（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高雄(d)	太宰府市高雄5丁目（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高雄2丁目	太宰府市高雄2丁目及び青山3丁目（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高雄3丁目	太宰府市高雄3丁目（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
青山3丁目	太宰府市青山3丁目（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東ヶ丘(a)	太宰府市青山1丁目（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東ヶ丘(b)	太宰府市青山1丁目及び石穴（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東ヶ丘(c)	太宰府市青山1丁目及び石穴（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石穴	太宰府市石穴、石坂2丁目及び青山1丁目（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中の峯	太宰府市石坂3丁目及び石坂2丁目（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石坂(1)	太宰府市石坂3丁目、石坂2丁目及び石坂4丁目（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石坂(2)	太宰府市石坂3丁目（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北湯の谷凹地	太宰府市石坂4丁目（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
馬場(a)	太宰府市宰府2丁目（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
馬場(b)	太宰府市宰府2丁目（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

池の端	太宰府市石坂4丁目、宰府4丁目及び宰府2丁目（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浦の田	太宰府市石坂4丁目及び宰府4丁目（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府4丁目	太宰府市宰府4丁目（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府4丁目(a)	太宰府市宰府4丁目（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府(c)	太宰府市宰府6丁目及び宰府4丁目（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府(d)	太宰府市宰府4丁目及び宰府6丁目（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府(2)	太宰府市宰府6丁目及び宰府5丁目（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府(3)	太宰府市宰府6丁目及び宰府5丁目（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府(4)	太宰府市宰府6丁目及び宰府5丁目（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府(5)	太宰府市宰府5丁目及び宰府6丁目（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宰府5丁目(b)	太宰府市宰府5丁目及び宰府6丁目（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三条	太宰府市三条3丁目（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三条(a)	太宰府市三条1丁目及び三条2丁目（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三条(b)	太宰府市三条2丁目及び大字太宰府（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三条(d)	太宰府市三条1丁目（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三条(e)	太宰府市三条2丁目（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

大原団地(2)	太宰府市三条3丁目、御笠1丁目及び御笠2丁目（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原団地(3)	太宰府市三条3丁目、三条2丁目及び御笠1丁目（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三条台	太宰府市三条2丁目及び大字太宰府（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御笠(b)	太宰府市御笠5丁目（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御笠(c)	太宰府市御笠2丁目（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御笠(d)	太宰府市御笠4丁目及び大字北谷（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御笠(e)	太宰府市御笠3丁目（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御笠(f)	太宰府市御笠2丁目及び大字太宰府（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御笠5丁目	太宰府市御笠5丁目（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
万葉台	太宰府市御笠5丁目（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松川	太宰府市御笠3丁目（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(a)	太宰府市大字北谷（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(b)	太宰府市大字北谷（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(a)	太宰府市大字北谷（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(b)	太宰府市大字北谷（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

北谷(c)	太宰府市大字北谷（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(d)	太宰府市大字北谷（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(e)	太宰府市大字北谷（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(f)	太宰府市大字北谷（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(g)	太宰府市大字北谷（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(h)	太宰府市大字北谷（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(i)	太宰府市大字北谷（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内山(a)	太宰府市大字内山（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内山(b)	太宰府市大字内山（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内山(c)	太宰府市大字内山（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内山(d)	太宰府市大字内山（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内山(e)	太宰府市大字内山（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内山(i)	太宰府市大字内山（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内山(j)	太宰府市大字内山（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から174までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県那珂県土整備事務所及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水城谷	太宰府市大字水城及び水城5丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
陣ノ星谷	太宰府市大字国分（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
杉本谷	太宰府市大字国分（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
川添谷	太宰府市大字国分（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
掘田谷	太宰府市大字国分及び国分5丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
掘田谷2	太宰府市大字国分（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
大佐野谷1	太宰府市大字大佐野（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
松ヶ浦谷	太宰府市大字観世音寺（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり

住ノ元谷	太宰府市大字観世音寺（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
朝日谷	太宰府市大字観世音寺（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
連歌谷(1)	太宰府市連歌屋1丁目及び大字太宰府（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
連歌屋谷	太宰府市大字太宰府（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
水瓶川	太宰府市連歌屋3丁目及び大字太宰府（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
岩渕谷	太宰府市大字太宰府（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
久保谷	太宰府市三条2丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
原谷(1)	太宰府市三条2丁目及び大字太宰府（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
普現谷(1)	太宰府市御笠2丁目及び三条3丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
普現谷(2)	太宰府市三条2丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり

大原谷(1)	太宰府市大字太宰府及び御笠2丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
大原谷(3)	太宰府市大字太宰府及び御笠2丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
大原沢(1)	太宰府市大字太宰府（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
大原沢(3)	太宰府市大字太宰府（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
松川川	太宰府市御笠3丁目（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
只越谷1	太宰府市大字北谷（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
只越谷2	太宰府市大字北谷（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
山浦川	太宰府市大字北谷（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
熊崎谷	太宰府市大字北谷（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
野々山谷	太宰府市大字内山（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
内山沢	太宰府市大字内山（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり

大佐野(a)	太宰府市大字大佐野（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
観世団地(2)	太宰府市観世音寺5丁目及び観世音寺6丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
連歌屋(c)	太宰府市連歌屋1丁目（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
連歌屋(k)	太宰府市連歌屋1丁目及び連歌屋2丁目（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
高雄(a)	太宰府市高雄3丁目（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
高雄2丁目	太宰府市高雄2丁目（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
石穴	太宰府市石穴、石坂2丁目及び青山1丁目（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
浦の田	太宰府市石坂4丁目及び宰府4丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
三条(d)	太宰府市三条1丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
北谷(a)	太宰府市大字北谷（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり

北谷(g)	太宰府市大字北谷（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
北谷(h)	太宰府市大字北谷（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
内山(b)	太宰府市大字内山（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
内山(i)	太宰府市大字内山（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から43までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県那珂県土整備事務所及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
南筑後	一般国道	442号	前	三潁郡大木町大字八町牟田207番1先から三潁郡大木町大字八町牟田803番1先まで	11.0 ~ 28.5	125.0	

			後	同上	11.2 ~ 33.7	125.0	
南筑後	県道	久留米柳川線	前	柳川市矢加部485番4先から柳川市矢加部521番7先まで	9.8 ~ 33.0	146.0	
			後	同上	9.8 ~ 33.0	146.0	
			後	同上	7.9 ~ 19.7	151.0	
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潁郡大木町大字八町牟田686番2先から三潁郡大木町大字八町牟田184番2先まで	9.5 ~ 11.0	160.0	
			後	三潁郡大木町大字八町牟田686番2先から三潁郡大木町大字八町牟田104番2先まで	10.5 ~ 34.8	279.5	
飯塚	一般国道	322号	前	嘉麻市嘉穂才田71番1先から嘉麻市大力531番4先まで	6.0 ~ 24.0	1,657.2	
			後	同上	6.0 ~ 24.0	1,657.2	
			後	同上	9.6 ~ 21.6	1,690.0	

飯塚	県道	千手築線 稲	前	嘉麻市千手1730番4先から 嘉麻市千手1715番1先まで	10.0 ～ 14.5	241.0	
			後	同上	10.0 ～ 33.5	246.0	
飯塚	県道	才田 筑前内野線 停車場	前	嘉穂郡桂川町 大字内山田838番2先から 嘉穂郡桂川町 大字内山田507番1先まで	9.0 ～ 43.6	524.1	
			後	同上	8.3 ～ 47.4	524.1	
那珂	県道	久留米 基山線 筑紫野	前	筑紫野市大字 筑紫1032番1先から 筑紫野市大字 筑紫1056番8先まで	27.0 ～ 43.5	144.0	
			後	同上	27.0 ～ 39.5	144.0	
那珂	県道	福岡 筑紫野線	前	筑紫野市針摺 西2丁目645番3先から 筑紫野市針摺 中央2丁目206番6先まで	15.0 ～ 34.8	569.5	
			後	同上	15.5 ～ 39.0	569.5	

那珂	県道	筑紫野 筑穂線	前	筑紫野市二日 市中央2丁目 1016番6先から 筑紫野市紫1 丁目524番1先まで	9.7 ～ 29.0	301.5	
			後	同上	9.7 ～ 29.0	301.5	
那珂	県道	入部 中原線 停車場	前	筑紫郡那珂川 町大字五ヶ山 141番1先から 筑紫郡那珂川 町大字五ヶ山 228番3先まで	2.9 ～ 13.4	1,500.6	
			前	筑紫郡那珂川 町大字五ヶ山 1561番3先から 筑紫郡那珂川 町大字五ヶ山 228番3先まで	3.6 ～ 130	4,682.8	うち一般 国道385 号重用延 長1,941.0 m
			後	筑紫郡那珂川 町大字五ヶ山 141番1先から 筑紫郡那珂川 町大字五ヶ山 228番3先まで	3.6 ～ 37.5	1,252.5	
			後	筑紫郡那珂川 町大字五ヶ山 1561番3先から 筑紫郡那珂川 町大字五ヶ山 228番3先まで	3.6 ～ 130	4,682.8	うち一般 国道385 号重用延 長1,941.0 m

福岡県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米川線	柳川市矢加部485番4先から 柳川市矢加部521番7先まで
飯塚	才田筑前内野停車場線	嘉穂郡桂川町大字内山田838番2先から 嘉穂郡桂川町大字内山田507番1先まで
那珂	筑紫野筑穂線	筑紫野市紫2丁目448番3先から 筑紫野市紫2丁目449番11先まで
那珂	入部中原停車場線	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山141番1先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山235番1先まで

福岡県告示第540号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市大池1丁目7番1、7番2及び7番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市乙金1丁目5番24号

関 毅

福岡県告示第541号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
宮若市	平成18年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	上有木の一部	平成22年2月26日

福岡県告示第542号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小郡市	平成20年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	津古の一部	平成22年2月26日

福岡県告示第543号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

県営土地改良事業の工事の完了（平成22年3月福岡県告示第398号）は取り消す。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期

農業用排水施設整備事業（矢部川下流地区）	平成20年3月28日
農道整備事業（高見地区）	平成21年8月28日
区画整理事業（三恵郷地区下名換地区）	平成20年6月2日
区画整理事業（三恵郷地区南本分換地区）	平成20年6月2日
農業用排水施設整備事業（三恵郷地区）	平成20年6月2日
農道整備事業（三恵郷地区）	平成20年6月2日
農道整備事業（宝珠山地区）	平成18年10月23日
農業用排水施設整備事業（宝珠山地区）	平成21年3月30日
農業用ため池整備事業（宝珠山地区）	平成21年7月13日
農用地保全事業（宝珠山地区）	平成21年3月18日

福岡県告示第544号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市乙金台三丁目62番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
熊本県菊池郡大津町大字大林字上尾迫1058番地
株式会社 ほがや 代表取締役 北川 信夫

福岡県告示第545号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年2月25日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人福岡県武術太極拳連盟

(2) 代表者の氏名
浦 了

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区渡辺通5丁目25番15号チサンビル天神909号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県における武術太極拳の普及および発展を促進し、本県スポーツの振興と県民の健康増進を図り、もって地域社会の健全発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第546号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年2月25日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人海路明

(2) 代表者の氏名
川野 枝見子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県大川市大字下林377番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や外国人に対して、ふるさとの文化・歴史を伝えるために言語活動に関する事業や国際交流等を推進し、すべての人々が健やかで豊かに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第547号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ライフステーション100

(2) 代表者の氏名

長谷尾 力

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区美野島3丁目12番14 - 302号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、定年を過ぎても、いつまでも健康で、いつまでも働きたい人に対して、健康と生涯にわたって働ける仕事に関する事業を行い、人生の目的を達成した楽しい人生を過ごすことに寄与することを目的とする。

福岡県告示第548号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人あこーど

(2) 代表者の氏名

金子 めぐみ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目14番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会に対して、障害者の福祉向上のための事業を行い、障害者を含め全ての住民が安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第549号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州市住宅リフォーム促進協議会

(2) 代表者の氏名

中屋敷 善之助

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区大手町1丁目1番地
北九州市小倉北区役所庁舎 西棟6階

(4) 定款に記載された目的

この法人は北九州市及び周辺市町村民にとって、安心して託される住宅リフォーム市場の実現に向けて、住宅市場の活性化と建築事業者への信頼性の向上を推進し、もって市町村民の住生活の充実に資することを目的とする。

福岡県告示第550号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ロイヤルズベースボールクラブ

(2) 代表者の氏名

長尾 光記

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区松島2丁目6番24-106号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の青少年に対して、硬式野球体験を通じた社会教育に関する事業を行い、子どもの健全育成と社会教育の推進、及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第551号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業

者の営業所の所在地を確知できないので、同法第24条の6の6第1項の規定により、次に掲げる貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないことを告示する。

なお、告示の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、同号の規定により、当該貸金業者の登録を取り消すこととする。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
セゾンクレジット 石内 徳廣	福岡県久留米市東和町4 - 4 ウイングコート久 留米9階903号室	福岡県知事 (2)第08218号	平成19年7月15日

福岡県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 宗 像 線	前	鞍手郡鞍手町大字新延845 番1先から 鞍手郡鞍手町大字新延 1814番15先まで	8.0 ~ 13.8	896.0
			後	同上	10.5 ~ 22.0	896.0

福岡県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成22年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方線	鞍手郡鞍手町大字新延1471番1先から 鞍手郡鞍手町大字新延1517番1先まで

公 告

公告

平成21年度福岡県ふく処理師試験（平成22年3月3日実施）の合格者を次のように発表する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	43	80	118	154
4	44	81	121	155
5	47	82	122	157
7	49	85	123	158
8	50	87	124	160
9	51	88	126	162
10	53	89	127	164
11	54	90	128	165
12	56	91	130	166
13	57	92	132	167
14	58	93	133	169

15	59	94	135	171
19	60	97	136	172
20	61	98	137	173
21	62	99	138	175
25	63	101	139	176
26	64	102	140	179
27	65	103	141	180
28	66	104	142	181
29	67	105	143	182
30	71	108	144	183
31	73	109	145	184
32	74	110	146	185
36	75	111	148	186
37	76	112	149	187
39	77	114	151	
40	78	115	152	
41	79	116	153	

公告

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県青少年科学館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成22年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
福岡県青少年科学館
- 2 位置
久留米市東櫛原町1713番地

3 利用料金の承認年月日

平成22年3月12日

4 利用料金

区 分	単 位	プラネタリウム		常設展示		セット料金	
		個人	団体	個人	団体	個 人	
金 額	一般	1人1回につき	600円	400円	400円	300円	700円
	児童・生徒等	1人1回につき	300円	200円	200円	150円	350円

備考

- 「児童・生徒等」とは、4歳以上の幼児、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「一般」とは、児童・生徒等及び4歳未満の幼児以外の者をいう。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 4歳未満の幼児は、無料とする。
- 「セット料金」とは、プラネタリウムと常設展示を併せて利用する場合の利用料金をいう。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定に基づき、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成22年3月24日

福岡県教育委員会

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
----	----	--------	-----	-------	-----

久留米藩 有馬家霊 屋	5棟	梅林院（有馬則頼）他霊屋 正面三間、側面三間、一重、 入母屋造、本瓦葺 附 五輪塔 3基 春林院（有馬豊氏）他霊屋 正面三間、側面三間、一重、 宝形造、本瓦葺 附 五輪塔 4基 瓊林院（有馬忠頼）霊屋（覆 屋及び厨子） 覆屋 正面三間、側面二間、 一重、入母屋造、棧瓦葺 厨子 方一間、一重、入母屋 造、軒唐破風付、木瓦葺 春林院（有馬豊氏）霊屋（覆 屋及び厨子） 覆屋 正面三間、側面二間、 一重、入母屋造、棧瓦葺 厨子 方一間、一重、入母屋 造、軒唐破風付、木瓦葺 長壽院（有馬豊氏室）霊屋（ 覆屋及び厨子） 覆屋 正面三間、側面二間、 一重、入母屋造、棧瓦葺 厨子 方一間、一重、入母屋 造、軒唐破風付、木瓦葺 附 石塔 1基	宗教法人 梅林寺	久留米市京町 209番地	久留米市京 町209番地
-------------------	----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	-----------------	-----------------

福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定に基づき、福岡県指定有形民俗文化財を次のように指定する。

平成22年3月24日

福岡県教育委員会

名 称	員 数	所 有 者
合川のあげ舟	1艘	久留米市（久留米市立合川小学校保管）

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定に基づき、
福岡県指定史跡を次のように指定する。

平成22年3月24日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
志免鉱業所跡 竪坑および第八 坑関連地区	糟屋郡志免町大字志免	715番12の一部、715番22の一部、495番3、495番4の一部、451番1の一部

福岡県教育委員会告示第6号

次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形文化財の名称並びに構造及び形式についての記載事項を右欄のように改める。

平成22年3月24日

福岡県教育委員会

建造物の部

左 欄		右 欄					
名称	関係告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
福岡城 大手門 (渦見 門)	昭和31年福 岡県教育委 員会告示第 19号	福岡城 下之橋 御門	1棟	脇戸付櫓門、切 妻造、本瓦葺 二階北面下屋附 属、本瓦葺	福岡市	福岡市中央 区天神1丁 目8番1号	福岡市中 央区城内 1番4号

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、藤田一枝後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成21年9月福岡県選挙管理委員会告示第108号）の一部を、次のとおり改める。

平成22年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

平成20年分収支報告書の要旨中、藤田一枝後援会の項を次のとおり改める。

446 藤田一枝後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 藤田 一枝

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院3区

報告年月日 平成21年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	23,934,269円
ア 前年繰越額	8,906,769円
イ 本年収入額	15,027,500円
(2) 支出総額	3,317,498円
(3) 翌年への繰越額	20,616,771円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数) 1,014,500円 238人
イ 寄附	8,745,000円
ア 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	8,745,000円
a 個人からの寄附	1,645,000円
c 政治団体からの寄附	7,100,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	3,203,000円
藤田一枝政治セミナー (12月13日)	3,203,000円
カ その他の収入	2,065,000円
一件十万円未満のもの	2,065,000円
合計	15,027,500円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附	(金額)	(住所)
(寄附者の氏名)		
藤田 国子	1,500,000円	福岡市南区

樋口 隆夫	100,000円	福岡市西区
その他	45,000円	
小計	1,645,000円	
c 政治団体からの寄附 (寄附者の名称)	(金額) (事務所の所在地)	
ふくおかネットワーク	100,000円	福岡市東区
ふくおか21フォーラム	7,000,000円	福岡市中央区
小計	7,100,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	57,615円	
(エ) 事務所費	57,615円	
イ 政治活動費	3,259,883円	
(ア) 組織活動費	2,741,073円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	518,810円	
c 政治資金パーティ開催事業費	518,810円	
合計	3,317,498円	

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成22年3月24日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第1条 交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

交番及び駐在所の名称及び位置

警察署	名称	位置
福岡県中央警察署	舞鶴交番	福岡市中央区舞鶴1丁目7番
	荒戸交番	福岡市中央区大濠公園3番22号
	天神交番	福岡市中央区天神2丁目1番1号
	地行交番	福岡市中央区地行3丁目29番15号
	春吉交番	福岡市中央区春吉3丁目26番29号
	警固交番	福岡市中央区警固1丁目13番8号
	薬院交番	福岡市中央区薬院4丁目17番1号
	清川交番	福岡市中央区清川3丁目4番29号
	六本松交番	福岡市中央区六本松2丁目14番15号
	小笹交番	福岡市中央区小笹1丁目4番25号
福岡県博多警察署	千代交番	福岡市博多区千代2丁目23番1号
	堅粕交番	福岡市博多区東光2丁目7番5号
	中洲交番	福岡市博多区中洲3丁目2番6号
	博多駅前交番	福岡市博多区博多駅中央街1番
	住吉交番	福岡市博多区住吉4丁目7番19号
	空港前交番	福岡市博多区空港前4丁目3番21号
	比恵交番	福岡市博多区比恵町5番22号
	那珂交番	福岡市博多区東那珂1丁目14番37号
	月隈交番	福岡市博多区月隈3丁目16番1号
	板付交番	福岡市博多区板付2丁目5番7号
福岡県東警察署	麦野交番	福岡市博多区麦野6丁目2番1号
	和白交番	福岡市東区和白5丁目15番10号
	香住ヶ丘交番	福岡市東区香住ヶ丘6丁目1番3号
	香椎交番	福岡市東区香椎駅前2丁目10番30号
西戸崎交番	福岡市東区西戸崎1丁目4番15号	

	名島交番	福岡市東区名島2丁目22番18号	
	八田交番	福岡市東区舞松原1丁目1番1号	
	小松町交番	福岡市東区箱崎6丁目12番25号	
	箱崎駅東交番	福岡市東区筥松2丁目16番8号	
	志賀島駐在所	福岡市東区大字志賀島1276番地11	
福岡県南警察署	高宮交番	福岡市南区高宮2丁目1番35号	
	野間交番	福岡市南区野間4丁目7番3号	
	長住交番	福岡市南区長住4丁目1番1号	
	大橋交番	福岡市南区大橋1丁目3番16号	
	三宅交番	福岡市南区三宅2丁目37番1号	
	花畑交番	福岡市南区柏原1丁目2番57号	
	井尻交番	福岡市南区井尻5丁目3番3号	
	屋形原交番	福岡市南区鶴田4丁目3番15号	
	警弥郷交番	福岡市南区警弥郷2丁目1番3号	
	福岡県早良警察署	別府交番	福岡市城南区別府2丁目22番9号
七隈交番		福岡市城南区松山2丁目34番23号	
堤交番		福岡市城南区堤1丁目9番8号	
百道浜交番		福岡市早良区百道浜3丁目6番26号	
西新交番		福岡市早良区西新2丁目10番5号	
室見交番		福岡市早良区室見4丁目12番9号	
原交番		福岡市早良区荒江3丁目13番1号	
有田交番		福岡市早良区有田4丁目37番33号	
野芥交番		福岡市早良区賀茂2丁目21番25号	
四箇田交番		福岡市早良区四箇田団地7番20号	
内野駐在所		福岡市早良区内野8丁目6番20号	
脇山駐在所		福岡市早良区大字脇山1744番地4	
福岡県西警察署		姪の浜交番	福岡市西区姪の浜3丁目1番11号
		松原交番	福岡市西区生の松原1丁目20番14号

	今宿交番	福岡市西区今宿1丁目9番6号
	周船寺交番	福岡市西区周船寺2丁目8番13号
	壱岐交番	福岡市西区壱岐団地105番5号
	宮ノ浦駐在所	福岡市西区大字宮浦1959番地3
	能古駐在所	福岡市西区能古725番地10
	今津駐在所	福岡市西区今津737番地3
福岡県粕屋警察署	古賀交番	古賀市天神4丁目4番1号
	青柳交番	古賀市川原1540番地1
	宇美交番	糟屋郡宇美町宇美4丁目1番10号
	篠栗交番	糟屋郡篠栗町大字篠栗4872番地6
	志免交番	糟屋郡志免町志免東1丁目1番2号
	須恵交番	糟屋郡須恵町大字上須恵1167番地3
	新宮交番	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目3番22号
	久山交番	糟屋郡久山町大字山田1786番地2
	粕屋交番	糟屋郡粕屋町大字長者原282番地
	小野駐在所	古賀市米多比1518番地4
福岡県筑紫野警察署	西鉄前交番	筑紫野市二日市中央6丁目2番1号
	二日市駅前交番	筑紫野市二日市中央1丁目1番10号
	針摺交番	筑紫野市針摺西1丁目4番1号
	原田交番	筑紫野市原田4丁目16番地3
	春日原交番	春日市春日原北町3丁目26番地
	下白水交番	春日市小倉3丁目228番地2
	春日南交番	春日市惣利6丁目110番地
	大野交番	大野城市御笠川2丁目12番2号
	白木原交番	大野城市白木原2丁目4番22号
	南ヶ丘交番	大野城市南ヶ丘4丁目1番20号
	太宰府交番	太宰府市宰府3丁目1番27号
	水城交番	太宰府市坂本1丁目5番45号

	那珂川交番	筑紫郡那珂川町五郎丸1丁目7番地
	御笠駐在所	筑紫野市大字吉木1765番地3
	山家駐在所	筑紫野市大字山家4757番地1
	山口駐在所	筑紫野市大字山口27番地13
	南畑駐在所	筑紫郡那珂川町大字不入道277番地2
福岡県糸島警察署	波多江交番	糸島市波多江駅北4丁目5番13号
	駅前交番	糸島市前原中央1丁目1番9号
	二丈交番	糸島市二丈深江525番地の1
	野北駐在所	糸島市志摩野北2163番地の1
	可也駐在所	糸島市志摩初26番地の8
	引津駐在所	糸島市志摩久家2397番地の2
	大門駐在所	糸島市大門72番地の3
	長糸駐在所	糸島市長野1546番地の3
	福吉駐在所	糸島市二丈吉井4074番地の50
	福岡県宗像警察署	土穴交番
赤間交番		宗像市陵巖寺4丁目8番1号
東郷交番		宗像市田熊3丁目3番8号
自由ヶ丘交番		宗像市自由ヶ丘1085番地2
原町交番		宗像市原町275番地1
津屋崎交番		福津市津屋崎3丁目11番1号
津丸交番		福津市東福間4丁目18番1号
福間交番		福津市中央3丁目9番37号
大島駐在所		宗像市大島1809番地5
鐘崎駐在所		宗像市鐘崎422番地10
池田駐在所		宗像市池田1302番地10
神湊駐在所		宗像市神湊935番地1
宗像大社前駐在所		宗像市深田101番地2
福岡県朝倉警察署		甘木交番

	杷木交番	朝倉市杷木池田558番地3
	三輪交番	朝倉郡筑前町久光993番地1
	夜須交番	朝倉郡筑前町東小田1681番地1
	秋月駐在所	朝倉市秋月529番地
	高木駐在所	朝倉市黒川1536番地1
	三奈木駐在所	朝倉市三奈木280番地10
	金川駐在所	朝倉市屋永3366番地4
	福城駐在所	朝倉市小隈501番地2
	比良松駐在所	朝倉市宮野1993番地3
	入地駐在所	朝倉市入地1602番地3
	小石原駐在所	朝倉郡東峰村大字小石原941番地9
	宝珠山駐在所	朝倉郡東峰村大字宝珠山6411番地1
	福岡県博多臨港警察署	博多埠頭交番
福岡県小倉北警察署	日明交番	北九州市小倉北区緑ヶ丘1丁目4番23号
	室町交番	北九州市小倉北区室町3丁目1番1号
	小倉駅前交番	北九州市小倉北区京町3丁目7番1号
	富野交番	北九州市小倉北区上富野5丁目4番13号
	旦過交番	北九州市小倉北区馬借1丁目1番1号
	到津交番	北九州市小倉北区下到津4丁目10番4号
	木町交番	北九州市小倉北区木町3丁目1番5号
	足原交番	北九州市小倉北区足原1丁目10番1号
	高田交番	北九州市小倉北区新高田2丁目3番18号
	片野交番	北九州市小倉北区片野3丁目15番2号
福岡県小倉南警察署	北方交番	北九州市小倉南区北方1丁目8番10号
	吉田交番	北九州市小倉南区沼本町1丁目10番12号
	葛原交番	北九州市小倉南区葛原5丁目2番1号
	守恒交番	北九州市小倉南区守恒2丁目8番20号
	曾根交番	北九州市小倉南区下曾根3丁目1番11号

	石田交番	北九州市小倉南区上石田1丁目3番17号
	徳力交番	北九州市小倉南区徳力団地3番9号
	長行交番	北九州市小倉南区徳吉西3丁目5番23号
	朽網交番	北九州市小倉南区朽網西3丁目6番3号
	東谷駐在所	北九州市小倉南区大字木下1215番地1
福岡県八幡東警察署	枝光交番	北九州市八幡東区枝光1丁目1番10号
	八幡駅前交番	北九州市八幡東区西本町3丁目5番20号
	昭和交番	北九州市八幡東区昭和1丁目6番9号
	春の町交番	北九州市八幡東区春の町1丁目1番1号
	大蔵交番	北九州市八幡東区大蔵1丁目15番5号
	河内駐在所	北九州市八幡東区大字大蔵2500番地1
	福岡県八幡西警察署	熊西交番
黒崎交番		北九州市八幡西区岡田町1番48号
穴生交番		北九州市八幡西区鷹の巣3丁目1番6号
別当町交番		北九州市八幡西区別当町25番24号
三ヶ森交番		北九州市八幡西区里中1丁目6番48号
町上津役交番		北九州市八幡西区町上津役西3丁目1番27号
香月交番		北九州市八幡西区香月中央3丁目1番3号
木屋瀬交番		北九州市八幡西区木屋瀬2丁目26番8号
福岡県折尾警察署	産業医大前交番	北九州市八幡西区医生ヶ丘3番1号
	本城交番	北九州市八幡西区本城東1丁目10番15号
	折尾駅前交番	北九州市八幡西区堀川町1番1号
	則松交番	北九州市八幡西区則松3丁目6番22号
	中間交番	中間市長津1丁目8番1号
	東中間交番	中間市扇ヶ浦4丁目2番1号
	芦屋交番	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4番4号
	水巻交番	遠賀郡水巻町頃末北4丁目8番1号

	岡垣交番	遠賀郡岡垣町東松原1丁目1番3号
	遠賀川交番	遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目8番2号
	波津駐在所	遠賀郡岡垣町大字原670番地
福岡県若松警察署	栄盛川交番	北九州市若松区栄盛川町4番17号
	駅前交番	北九州市若松区本町3丁目7番19号
	今光交番	北九州市若松区今光1丁目6番7号
	二島交番	北九州市若松区二島6丁目3番39号
	高須交番	北九州市若松区高須北3丁目1番37号
	安屋駐在所	北九州市若松区大字安屋1679番地29
福岡県戸畑警察署	三六交番	北九州市戸畑区三六町6番7号
	戸畑駅前交番	北九州市戸畑区汐井町1番7号
	天籟寺交番	北九州市戸畑区夜宮2丁目9番28号
福岡県門司警察署	門司港交番	北九州市門司区本町1番24号
	大里交番	北九州市門司区柳町3丁目6番17号
	西門司交番	北九州市門司区藤松1丁目1番1号
	松ヶ江交番	北九州市門司区大字恒見1370番地
	白野江駐在所	北九州市門司区白野江3丁目1番1号
	黒川駐在所	北九州市門司区黒川東1丁目3番6号
	柄杓田駐在所	北九州市門司区大字柄杓田1413番地7
	福岡県行橋警察署	行橋駅前交番
新田原交番		行橋市大字道場寺1397番地11
苅田交番		京都郡苅田町磯浜町2丁目5番地14
椿市駐在所		行橋市大字長尾498番地1
今元駐在所		行橋市大字今井2092番地6
稗田駐在所		行橋市大字下稗田947番地1
白川駐在所		京都郡苅田町大字鋤崎479番地3
諫山駐在所		京都郡みやこ町勝山岩熊595番地5
黒田駐在所		京都郡みやこ町勝山黒田1464番地5

	久保駐在所	京都郡みやこ町勝山大久保2169番地 3
	豊津駐在所	京都郡みやこ町豊津343番地 1
	祓郷駐在所	京都郡みやこ町皆見1742番地
	犀川駐在所	京都郡みやこ町犀川本庄442番地
	城井駐在所	京都郡みやこ町犀川木井馬場2291番地 1
福岡県豊前警察署	宇島駅前交番	豊前市大字八屋2526番地15
	築城駅前交番	築上郡築上町大字東築城329番地
	椎田交番	築上郡築上町大字椎田966番地16
	角田駐在所	豊前市大字松江1058番地 3
	山田駐在所	豊前市大字四郎丸179番地 2
	合岩駐在所	豊前市大字下河内436番地 6
	吉富駐在所	築上郡吉富町大字広津304番地 1
	広津駐在所	築上郡吉富町大字広津456番地 6
	垂水駐在所	築上郡上毛町大字垂水329番地 1
	土佐井駐在所	築上郡上毛町大字土佐井811番地 1
	唐原駐在所	築上郡上毛町大字上唐原1150番地 3
	本庄駐在所	築上郡築上町大字本庄2120番地 5
福岡県飯塚警察署	潁田交番	飯塚市口原334番地 1
	幸袋交番	飯塚市幸袋62番地 6
	二瀬交番	飯塚市横田818番地 1
	新飯塚駅前交番	飯塚市立岩2199番地 9
	宮町交番	飯塚市宮町 1 番36号
	庄内交番	飯塚市綱分1668番地15
	飯塚駅前交番	飯塚市菰田西 1 丁目 1 番 6 号
	穂波交番	飯塚市忠隈393番地 7
	筑穂交番	飯塚市長尾366番地 2
	桂川交番	嘉穂郡桂川町大字土師4052番地 1
福岡県嘉麻警察署	稲築交番	嘉麻市鴨生530番地

	碓井交番	嘉麻市飯田13番地 1
	山田交番	嘉麻市上山田422番地 1
	大隈町交番	嘉麻市牛隈193番地 1
	千手駐在所	嘉麻市千手1735番地 6
	宮野駐在所	嘉麻市宮吉538番地 5
福岡県直方警察署	駅前交番	直方市大字山部243番地 2
	頓野交番	直方市大字頓野2104番地34
	中泉交番	直方市大字中泉1018番地 7
	宮若交番	宮若市宮田20番地 2
	小竹交番	鞍手郡小竹町大字勝野3765番地の93
	中山交番	鞍手郡鞍手町大字中山2824番地161
	植木駐在所	直方市大字植木1019番地 5
	下新入駐在所	直方市大字下新入 1 番地 3
	山口駐在所	宮若市山口2551番地 4
	下有木駐在所	宮若市下有木285番地 3
	若宮駐在所	宮若市金丸790番地10
	吉川駐在所	宮若市脇田636番地 1
	新北駐在所	鞍手郡鞍手町大字新北1041番地 1
福岡県田川警察署	魚町交番	田川市番田町 9 番23号
	後藤寺交番	田川市本町 4 番 7 号
	香春交番	田川郡香春町大字高野999番地 4
	添田交番	田川郡添田町大字庄1074番地の 2
	糸田交番	田川郡糸田町3685番地の 3
	川崎交番	田川郡川崎町大字川崎1709番地の 1
	大任交番	田川郡大任町大字大行事1617番地 4
	赤池交番	田川郡福智町赤池1128番地 3
	方城交番	田川郡福智町伊方4448番地47
	金田交番	田川郡福智町金田659番地10

	夏吉駐在所	田川市大字夏吉1694番地の3
	糶駐在所	田川市大字糶2443番地の1
	伊加利駐在所	田川市大字伊加利953番地の8
	猪国駐在所	田川市大字猪国1458番地
	津野駐在所	田川郡添田町大字津野6063番地の1
	落合駐在所	田川郡添田町大字落合802番地の5
	英彦山駐在所	田川郡添田町大字英彦山1965番地の1
	赤駐在所	田川郡赤村大字赤4880番地10
福岡県久留米警察署	北野交番	久留米市北野町今山468番地5
	東櫛原交番	久留米市東櫛原町1428番地1
	J R久留米駅前交番	久留米市城南町4番1号
	善導寺交番	久留米市善導寺町飯田514番地3
	合川交番	久留米市合川町310番地
	西鉄久留米駅前交番	久留米市東町72番
	日吉町交番	久留米市東町26番地
	御井町交番	久留米市御井町606番地1
	国分交番	久留米市国分町719番地
	西町交番	久留米市南2丁目1番11号
	上津町交番	久留米市上津町1923番地7
	大善寺交番	久留米市大善寺町宮本1443番地1
	荒木駅前交番	久留米市荒木町白口3001番地50
	城島交番	久留米市城島町大依371番地2
	玉満交番	久留米市三瀬町玉満2386番地2
	八丁島駐在所	久留米市宮ノ陣町若松2371番地3
	長門石駐在所	久留米市長門石4丁目5番22号
	草野駐在所	久留米市草野町草野340番地2
	青木島駐在所	久留米市城島町青木島62番地1

福岡県小郡警察署	三国交番	小郡市三沢4665番地3
	駅前交番	小郡市祇園1丁目13番地12
	大刀洗交番	三井郡大刀洗町大字本郷4649番地1
	干潟駐在所	小郡市干潟1111番地7
	松崎駐在所	小郡市上岩田1066番地1
	味坂駐在所	小郡市上西鯨坂177番地2
福岡県うきは警察署	田主丸交番	久留米市田主丸町田主丸406番地3
	吉井交番	うきは市吉井町新治385番地4
	浮羽交番	うきは市浮羽町朝田560番地1
	竹野駐在所	久留米市田主丸町竹野1877番地1
	大石駐在所	うきは市浮羽町高見351番地13
	山春駐在所	うきは市浮羽町山北783番地38
	新川駐在所	うきは市浮羽町新川4420番地5
福岡県筑後警察署	熊野交番	筑後市大字熊野1022番地11
	羽犬塚駅前交番	筑後市大字山ノ井138番地15
	明治橋交番	大川市大字向島1857番地
	大川交番	大川市大字郷原483番地2
	大木交番	三瀬郡大木町大字八町牟田255番地1
	水田駐在所	筑後市大字水田287番地
	古川駐在所	筑後市大字久恵1036番地1
	船小屋駐在所	筑後市大字鶴田256番地1
	馬間田駐在所	筑後市大字馬間田1110番地1
	三ツ又駐在所	大川市大字鐘ヶ江45番地31
	木室駐在所	大川市大字中木室588番地8
	大野島駐在所	大川市大字大野島2898番地6
福岡県八女警察署	福島交番	八女市本村923番地12
	黒木交番	八女市黒木町桑原248番地1
	広川交番	八女郡広川町大字新代1790番地2

	横山駐在所	八女市上陽町上横山4479番地 1
	星野駐在所	八女市星野村13080番地 5
	北川内駐在所	八女市上陽町北川内643番地 1
	忠見駐在所	八女市忠見656番地 1
	光友駐在所	八女市立花町谷川1115番地 1
	北山駐在所	八女市立花町北山1091番地 8
	大淵駐在所	八女市黒木町大淵4056番地 2
	矢部駐在所	八女市矢部村北矢部10511番地 1
	辺春駐在所	八女市立花町上辺春393番地 1
福岡県柳川警察署	昭代交番	柳川市田脇917番地 2
	西鉄駅前交番	柳川市三橋町下百町38番地
	京町交番	柳川市本町10番地10
	大和交番	柳川市大和町中島978番地
	瀬高交番	みやま市瀬高町下庄501番地 4
	高田交番	みやま市高田町濃施350番地 2
	金納駐在所	柳川市金納545番地 2
	垂見駐在所	柳川市三橋町棚町505番地14
	長田駐在所	みやま市瀬高町長田3353番地 4
	南瀬高駐在所	みやま市瀬高町太神1350番地 5
	山川駐在所	みやま市山川町尾野2011番地 1
福岡県大牟田警察署	倉永交番	大牟田市大字倉永353番地 6
	銀水交番	大牟田市大字草木433番地 1
	大正町交番	大牟田市大正町 1 丁目10番地 2
	駅前交番	大牟田市不知火町 1 丁目 4 番地12
	勝立交番	大牟田市馬渡町 9 番地16
	三里交番	大牟田市三里町 2 丁目 5 番地 2

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を

次のように改正する。

第27条の2の表を次のように改める。

再試験を受けようとする者の区分	再試験受験申込書の提出先及び再試験の場所
福岡県中央警察署、福岡県博多警察署、福岡県東警察署、福岡県南警察署、福岡県早良警察署、福岡県西警察署、福岡県粕屋警察署、福岡県筑紫野警察署、福岡県糸島警察署、福岡県宗像警察署、福岡県朝倉警察署、福岡県博多臨港警察署及び福岡県福岡空港警察署の管轄区域(以下「福岡地区」という。)に住所地を有する者	福岡自動車運転免許試験場
福岡県小倉北警察署、福岡県小倉南警察署、福岡県八幡東警察署、福岡県八幡西警察署、福岡県折尾警察署、福岡県若松警察署、福岡県戸畑警察署、福岡県門司警察署、福岡県行橋警察署及び福岡県豊前警察署の管轄区域(以下「北九州地区」という。)に住所地を有する者	北九州自動車運転免許試験場
福岡県飯塚警察署、福岡県嘉麻警察署、福岡県直方警察署及び福岡県田川警察署の管轄区域(以下「筑豊地区」という。)に住所地を有する者	筑豊自動車運転免許試験場
福岡県久留米警察署、福岡県小郡警察署、福岡県うきは警察署、福岡県筑後警察署、福岡県八女警察署、福岡県柳川警察署及び福岡県大牟田警察署の管轄区域(以下「筑後地区」という。)に住所地を有する者	筑後自動車運転免許試験場

第28条第4項を同条第9項とし、同条第3項中「福岡県内に住所地を有する者で、かつ」を「福岡県内に住所地を有する者で」に、「ゴールド免許センター」を「、ゴールド免許センター」に改め、「、福岡県宗像警察署、福岡県朝倉警察署、福岡県糸島警察署、福岡県小郡警察署、福岡県うきは警察署、福岡県黒木警察署、福岡県行橋警察署及び福岡県豊前警察署のいずれかの管轄区域に住所地を有する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものはその者の住所地を管轄する警察署に」及びただし書を削り、同項を同条第4項とする。

第28条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、免許証の記載事項変更の届出のうち住所変更の届出は

、次に掲げる警察署の交番で行うことができる。

- (1) 福岡県直方警察署宮若交番
- (2) 福岡県田川警察署添田交番
- (3) 福岡県久留米警察署城島交番
- (4) 福岡県筑後警察署大川交番
- (5) 福岡県八女警察署黒木交番
- (6) 福岡県柳川警察署瀬高交番

第28条第4項の次に次の4項を加える。

5 第3項の規定にかかわらず、次に掲げる警察署の管轄区域に住所地を有する者で、前項各号のいずれかに該当するものは、その者の住所地を管轄する警察署に法第101条第1項及び法第101条の2第1項に規定する免許証の更新を申請することができる。

- (1) 福岡県糸島警察署
- (2) 福岡県宗像警察署
- (3) 福岡県朝倉警察署
- (4) 福岡県行橋警察署
- (5) 福岡県豊前警察署
- (6) 福岡県小郡警察署
- (7) 福岡県うきは警察署

6 第3項の規定にかかわらず、福岡県久留米市北野町に住所地を有する者で、第4項各号のいずれかに該当するものは、福岡県小郡警察署に法第101条第1項及び法第101条の2第1項に規定する免許証の更新を申請することができる。

7 第3項の規定にかかわらず、福岡県八女市の上陽町、黒木町、矢部村又は星野村に住所地を有する者で、第4項各号のいずれかに該当するものは、福岡県八女警察署黒木交番に法第101条第1項及び法第101条の2第1項に規定する免許証の更新を申請することができる。

8 第4項から前項までの規定による申請をする場合で、同時に法第94条第2項に規定する免許証の再交付を申請するときは、第3項の規定によるものとする。

第32条の表中

筑後地区に住所地を有する者	筑後自動車運転免許試験場
筑豊地区に住所地を有する者	筑豊自動車運転免許試験場

を

筑豊地区に住所地を有する者	筑豊自動車運転免許試験場
筑後地区に住所地を有する者	筑後自動車運転免許試験場

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

福岡県警察本部告示第18号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように改める。

平成22年3月24日

福岡県警察本部長 田中法昌

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第1条 情報公開窓口設置規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

名 称	位 置
福岡県警察本部情報公開窓口	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部総務部総務課情報公開室内
北九州市警察部情報公開窓口	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 北九州市警察部機動警察隊内
中央警察署情報公開窓口	福岡市中央区天神1丁目3番33号 福岡県中央警察署内
博多警察署情報公開窓口	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 福岡県博多警察署内

東警察署情報公開窓口	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 福岡県東警察署内
南警察署情報公開窓口	福岡市南区塩原2丁目3番1号 福岡県南警察署内
早良警察署情報公開窓口	福岡市早良区百道1丁目5番15号 福岡県早良警察署内
西警察署情報公開窓口	福岡市西区今宿町106番地1 福岡県西警察署内
粕屋警察署情報公開窓口	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 福岡県粕屋警察署内
筑紫野警察署情報公開窓口	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 福岡県筑紫野警察署内
糸島警察署情報公開窓口	糸島市前原中央1丁目6番1号 福岡県糸島警察署内
宗像警察署情報公開窓口	宗像市東郷1丁目2番2号 福岡県宗像警察署内
朝倉警察署情報公開窓口	朝倉市甘木225番地1 福岡県朝倉警察署内
博多臨港警察署情報公開窓口	福岡市博多区石城町9番18号 福岡県博多臨港警察署内
福岡空港警察署情報公開窓口	福岡市博多区大字下臼井782番地1 福岡県福岡空港警察署内
小倉北警察署情報公開窓口	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 福岡県小倉北警察署内
小倉南警察署情報公開窓口	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 福岡県小倉南警察署内
八幡東警察署情報公開窓口	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 福岡県八幡東警察署内
八幡西警察署情報公開窓口	北九州市八幡西区東王子町2番1号 福岡県八幡西警察署内
折尾警察署情報公開窓口	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 福岡県折尾警察署内

若松警察署情報公開窓口	北九州市若松区大字藤木267番地13 福岡県若松警察署内
戸畑警察署情報公開窓口	北九州市戸畑区汐井町2番1号 福岡県戸畑警察署内
門司警察署情報公開窓口	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 福岡県門司警察署内
行橋警察署情報公開窓口	行橋市行事3丁目12番1号 福岡県行橋警察署内
豊前警察署情報公開窓口	豊前市大字荒堀535番地1 福岡県豊前警察署内
飯塚警察署情報公開窓口	飯塚市柏の森159番地26 福岡県飯塚警察署内
嘉麻警察署情報公開窓口	嘉麻市大隈町418番地3 福岡県嘉麻警察署内
直方警察署情報公開窓口	直方市殿町5番31号 福岡県直方警察署内
田川警察署情報公開窓口	田川市平松町3番36号 福岡県田川警察署内
久留米警察署情報公開窓口	久留米市東櫛原町1002番地2 福岡県久留米警察署内
小郡警察署情報公開窓口	小郡市大板井234番地1 福岡県小郡警察署内
うきは警察署情報公開窓口	うきは市吉井町343番地3 福岡県うきは警察署内
筑後警察署情報公開窓口	筑後市大字山ノ井338番地 福岡県筑後警察署内
八女警察署情報公開窓口	八女市本町465番地 福岡県八女警察署内
柳川警察署情報公開窓口	柳川市三橋町今古賀53番地1 福岡県柳川警察署内
大牟田警察署情報公開窓口	大牟田市不知火町3丁目8番地 福岡県大牟田警察署内

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第2条 個人情報保護窓口設置規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

名 称	位 置
福岡県警察本部個人情報保護窓口	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部総務部総務課情報公開室内
北九州市警察部個人情報保護窓口	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 北九州市警察部機動警察隊内
中央警察署個人情報保護窓口	福岡市中央区天神1丁目3番33号 福岡県中央警察署内
博多警察署個人情報保護窓口	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 福岡県博多警察署内
東警察署個人情報保護窓口	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 福岡県東警察署内
南警察署個人情報保護窓口	福岡市南区塩原2丁目3番1号 福岡県南警察署内
早良警察署個人情報保護窓口	福岡市早良区百道1丁目5番15号 福岡県早良警察署内
西警察署個人情報保護窓口	福岡市西区今宿町106番地1 福岡県西警察署内
粕屋警察署個人情報保護窓口	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 福岡県粕屋警察署内
筑紫野警察署個人情報保護窓口	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 福岡県筑紫野警察署内
糸島警察署個人情報保護窓口	糸島市前原中央1丁目6番1号 福岡県糸島警察署内
宗像警察署個人情報保護窓口	宗像市東郷1丁目2番2号 福岡県宗像警察署内
朝倉警察署個人情報保護窓口	朝倉市甘木225番地1 福岡県朝倉警察署内

博多臨港警察署個人情報保護窓口	福岡市博多区石城町9番18号 福岡県博多臨港警察署内
福岡空港警察署個人情報保護窓口	福岡市博多区大字下臼井782番地1 福岡県福岡空港警察署内
小倉北警察署個人情報保護窓口	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 福岡県小倉北警察署内
小倉南警察署個人情報保護窓口	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 福岡県小倉南警察署内
八幡東警察署個人情報保護窓口	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 福岡県八幡東警察署内
八幡西警察署個人情報保護窓口	北九州市八幡西区東王子町2番1号 福岡県八幡西警察署内
折尾警察署個人情報保護窓口	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 福岡県折尾警察署内
若松警察署個人情報保護窓口	北九州市若松区大字藤木267番地13 福岡県若松警察署内
戸畑警察署個人情報保護窓口	北九州市戸畑区汐井町2番1号 福岡県戸畑警察署内
門司警察署個人情報保護窓口	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 福岡県門司警察署内
行橋警察署個人情報保護窓口	行橋市行事3丁目12番1号 福岡県行橋警察署内
豊前警察署個人情報保護窓口	豊前市大字荒堀535番地1 福岡県豊前警察署内
飯塚警察署個人情報保護窓口	飯塚市柏の森159番地26 福岡県飯塚警察署内
嘉麻警察署個人情報保護窓口	嘉麻市大隈町418番地3 福岡県嘉麻警察署内
直方警察署個人情報保護窓口	直方市殿町5番31号 福岡県直方警察署内
田川警察署個人情報保護窓口	田川市平松町3番36号 福岡県田川警察署内

久留米警察署個人情報保護窓口	久留米市東櫛原町1002番地 2 福岡県久留米警察署内
小郡警察署個人情報保護窓口	小郡市大板井234番地 1 福岡県小郡警察署内
うきは警察署個人情報保護窓口	うきは市吉井町343番地 3 福岡県うきは警察署内
筑後警察署個人情報保護窓口	筑後市大字山ノ井338番地 福岡県筑後警察署内

八女警察署個人情報保護窓口	八女市本町465番地 福岡県八女警察署内
柳川警察署個人情報保護窓口	柳川市三橋町今古賀53番地 1 福岡県柳川警察署内
大牟田警察署個人情報保護窓口	大牟田市不知火町 3 丁目 8 番地 福岡県大牟田警察署内

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・3・12	3085	目次		1			15		北九州高速道路	福岡高速道路